

昭和二十三年法律第四百四十二号

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律

第一条 国に納付する手数料、罰金、料金、過料、刑事追徴金、訴訟費用、非訟事件の費用及び少額法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三十一条第一項の規定により徴収する費用は、印紙をもつて、これを納付せしめることができる。但し、印紙をもつて納付せしめることのできる手数料の種目は、各省各府の長をいう。が、これを定める。

第二条 前条又は他の法令の規定により印紙をもつて租税及び国の歳入金を納付するときは、収入印紙を用いなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和二十四年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する

各省各府の長をいう。が、これを定める。

二 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第一百二条第一項（第五号、第六号及び第九号を除く。）及び第四項の規定により手数料を納付するとき。

三 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百六十九条第二項の規定により保険料を納付するとき。

四 自動車重量税法（昭和四六年法律第八十九号）第八条、第九条又は第十二条第二項の規定

により自動車重量税を納付するとき。

五 特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第一百七条第一項の規定により特許料を、同法第一百十二条第二項の規定により割増特許料を、同法第一百九十五条第一項から第三項までの規定により手数料を、実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第三十一条第一項の規定により登録料を、同法第三十三条第二項の規定により割増登録料を、同法第五十四条第一項若しくは第二項の規定により手数料を、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第四十二条第一項の規定により登録料を、同法第四十四条第二項の規定により割増登録料を、同法第六十七条第一項若しくは第二項の規定により手数料を、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条の二第一項若しくは第七項若しくは第六十五条の七第一項若しくは第二項の規定により登録料を、同法第四十三条第一項から第三項までの規定により割増登録料を、同法第七十六条第一項若しくは第二項の規定により手数料を、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項若しくは第二項の規定により手数料を、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十条第一項の規定により手数料を又はその他工業所有権に関する手数料を納付するとき。

前項に規定する収入印紙、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十三条第二項に規定する雇用保険印紙、道路運送車両法第二百二条第五項に規定する自動車検査登録印紙、健康保険法第百六十九条第三項に規定する健康保険印紙、自動車重量税法に規定する自動車重量税印紙並びに特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律に規定する特許印紙の形式は、財務大臣が定める。

第三条 次の各号に掲げる印紙は、その売りさばきに関する事務を日本郵便株式会社（以下「会社」という。）に委託し、それぞれ当該各号に定める所において売り渡すものとする。
 一 収入印紙 会社の営業所（郵便の業務を行うものに限る。以下この項において同じ。）のうち、総務大臣が財務大臣に協議して指定するもの、郵便切手類販売所（郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第三条に規定する郵便切手類販売所をいう。以下同じ。）又は印紙売りさばき所（同条に規定する印紙売りさばき所をいう。以下同じ。）
 二 雇用保険印紙 会社の営業所のうち、総務大臣が厚生労働大臣に協議して指定するもの
 三 健康保険印紙 会社の営業所のうち、総務大臣が厚生労働大臣に協議して指定するもの
 四 自動車重量税印紙 会社の営業所、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所のうち、総務大臣が財務大臣に協議して指定するもの
 五 特許印紙 会社の営業所、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所のうち、総務大臣が経済産業大臣に協議して指定するもの

3 2 前項の印紙を売り渡す者は、定価で公平にこれを売り渡さなければならない。

第一項の印紙の売りさばきの管理及び手続に関する事項は総務大臣が、同項第一号の印紙につては財務大臣に、同項第二号及び第三号の印紙につては厚生労働大臣に、同項第四号の印紙につては財務大臣に、同項第五号の印紙につては経済産業大臣に、それぞれ協議してこれを定める。

会社は、前項の規定により総務大臣が定めた印紙の売りさばきの管理及び手続に関する事項を扱うに要する経費を控除した金額に相当する金額を、同項第一号の印紙に係るものは一般会計に、同項第二号の印紙に係るものは労働保険特別会計の徴収勘定に、同項第三号の印紙に係るものは年金特別会計の健康勘定に、同項第四号の印紙に係るものは国税収納金整理資金に、同項第五号の印紙に係るものは特許特別会計に、それぞれ納付しなければならない。

第一項第一号及び第四号の印紙で汚染し、又は損傷されていないものについては、総務大臣が守らなければならぬ。

会社は、第一項の規定により印紙を売りさばきに係るものは一般会計に、同項第二号の印紙に係るものは労働保険特別会計の徴収勘定に、同項第三号の印紙に係るものは年金特別会計の健康勘定に、同項第四号の印紙に係るものは国税収納金整理資金に、同項第五号の印紙に係るものは特許特別会計に、それぞれ納付しなければならない。

(商標法等の一部を改正する法律附則第七条第三項において準用する場合を含む。)まで」とする。

2 更新登録の出願に関する登録料又は割増登録料について、附則第十五条第二項の規定により、新商標法第四十条第二項、第四十一条の二第二項又は第四十三条第一項から第三項までの規定が準用される場合における法第二条第一項第七号の規定の適用については、同号中「第四十条第一項若しくは第二項」とあるのは「第四十条第一項若しくは第二項(商標法等の一部を改正する法律(平成八年法律第六十八号)附則第十五条第二項において準用する場合を含む。)」と、「第四十二条の二第二項若しくは第二項」とあるのは「第四十二条の二第二項(商標法第十一條の二第一項若しくは第二項)」とあるのは「第四十二条の二第二項若しくは第二項(商標法等の一部を改正する法律附則第十五条第二項において準用する場合を含む。)」と、「第四十三条第一項から第三項まで」とあるのは「第四十三条第一項から第三項まで(これらの規定を商標法等の一部を改正する法律附則第十五条第二項において準用する場合を含む。)」とする。

附 則 (平成一〇年五月六日法律第五一号) 抄

第一条 この法律は、平成十一年一月一日から施行する。
(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している類似意匠の意匠登録出願に係る登録料の納付については、前条の規定による改正後の印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第二条第
一項第七号の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年六月一二日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一一年五月一四日法律第四三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

二 第十条及び附則第三条の規定 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十
九年法律第四号)又はこの法律の施行の日のうちいずれか遅い日

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第十条の規定並びに附則第一百六十八条中地方自治法別表第一国民年金法(昭和三十四年法
律第四十一号)の項の改正規定、第一百七十二条、第二百五条、第二百六条及び第二百十五条
の規定 平成十四年四月一日

(検討)

第二百五十九条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、でき
る限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新
地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適
宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百六十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国
と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等
を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年一二月八日法律第一五二号) 抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
(施行期日)

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、
次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する
法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第
二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一二年四月一九日法律第四〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。
(施行期日)

附 則 (平成一二年四月二八日法律第五四号) 抄

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一四年五月三一日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各
号に定める日から施行する。

附 則 (平成一四年七月一七日法律第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日か
ら施行する。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各
号に定める日から施行する。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各
号に定める日から施行する。

附 則 (平成一四年八月二日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年六月一一日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一四八号) 抄

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

(政令への委任)

第八十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年五月八日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定（郵政民営化法目次中「／第六章 郵便事業株式会社／第一節 設立等（第七十条—第七十二条）／ 第二節 設立に関する郵便事業株式会社法等の特例（第七十三条・第七十四条）／ 第三節 移行期間中の業務に関する特例等（第七十五条—第七十八条）／第七章 郵便局株式会社／」を「／第六章 削除／第七章 日本郵便株式会社／」に改める改正規定、同法第十九条第一項第一号及び第二号、第二十六条、第六十一条第一号並びに第六章の改正規定、同法中「第七章 郵便局株式会社」を「第七章 日本郵便株式会社」に改める改正規定、同法第七十九条第三項第二号及び第八十三条第一項の改正規定、同法第九十条から第九十三条までの改正規定、同法第一百五条第一項、同項第二号及び第一百十条第一項第二号本の改正規定、同法第一百十条の次に一条を加える改正規定、同法第一百三十五条第一項、同項第二号及び第一百三十八条第二項第四号の改正規定、同法第一百三十八条の次に一条を加える改正規定、同法第十一章に一節を加える改正規定（第七百七十六条の五に係る部分に限る）、同法第一百八十条第一項第一号及び第二号並びに第七百九十六条の改正規定（第十二条を削る部分を除く）並びに同法附則第二条第二号の改正規定を除く）、第二条のうち日本郵政株式会社法附則第二条及び第三条の改正規定、第五条（第二号に係る部分に限る）の規定、次条の規定、附則第四条、第六条、第十条、第十四条及び第十八条の規定、附則第三十八条の規定（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第二条第一項、第四十九条、第五十五条及び第七十九条第二項の改正規定、附則第九十条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定並びに附則第九十一条及び第五十五条の改正規定を除く）、附則第四十条から第四十四条までの規定、附則第四十五条中総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第三条及び第四条第七十九号の改正規定並びに附則第四十六条及び第四十七条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四十六条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後になった行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める。

附 則 (平成二七年六月二十四日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年七月一〇日法律第五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年五月二十四日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。